

原 著

日々の暮らしにみる緘黙の 知的障害者への行動変容的アプローチ

鴨 野 元 一

川崎医療福祉大学 医療福祉学部 臨床心理学科

(平成10年11月11日受理)

Behavior Modification Techniques for Mutism in a Residential Setting for Mentally Disabled People

Genichi KAMONO

*Department of Clinical Psychology
Faculty of Medical Welfare
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
(Accepted Nov. 11, 1998)*

Key words : behavior modification techniques, mutism, mentally disabled people,
daily living, method of positive reinforcement

Abstract

The staff at residential settings for mentally disabled people are not familiar with the approach of behavior modification. We should not think that behavior modification is a particular technique, even though it is described in technical terms as reward and punishment in reports, and that strict controls should be exercised in its application.

This case study about behavior modification for mutism emphasizes that its use in a residential setting for mentally disabled people amounts to daily communication combined with positive reinforcement. In such settings, the use of positive reinforcement is very effective while negative reinforcement has a harmful effect.

要 約

行動変容的アプローチは、施設現場で十分な理解をえていない。行動変容技法は、報告される事例にみられる諸条件の厳密な統制の困難さやなじみのなさ、また、報酬や罰といった専門用語への反発から、特殊なものとうけとめられている。ある緘黙の重度知的障害者の事

例をもとに、今回の報告は、強化にかんする専門的概念を除けば、行動変容的アプローチが、施設現場ではごく日常的なかかわりにすぎないことを事例で示し、正の強化によるかかわりこそが必要であることを提言するとともに、あわせて負の強化の有害性を示唆するものである。

緒 言

福祉施設では、臨床心理学的アプローチとしてオペラント条件づけによる行動療法への反発がつよく、その導入に消極的である。その原因のひとつは、行動療法の理解のされかたにある。たとえば、今野(1998)は¹⁾、オペラント条件づけでの強化について、正の強化を「いわゆる報酬にあたるものを提示する」、負の強化を「行動に随伴して電気ショックのような不快な刺激を提示したり、正の強化因を撤去する」と解説している。オペラント条件づけによる行動変容技法は、報酬と罰、いわばアメとムチを駆使する方法である、とみなされているようである。

次に、倫理性の問題がある。J. ルイス(1976)は²⁾、人間の独自性を強調するなかで、「精神も、思想も、動機も問題でなく、行動反応だけが重要ならば、人間は条件づけされる実験動物の位置に還元される」と行動主義を批判し、「望ましい反応に報酬を与え、望ましくない反応には、ときに罰を与える」と行動療法の倫理性を問うている。また、行動変容技法の拠り所である学習心理学を専門領域とするS. サザランド(1981)は³⁾、極度のうつ病による精神病院への入院体験をもとに、「報酬を与える権限は悪用される可能性が常にある」と述べ、行動変容の実践には、倫理的な問題がつねに内在することを指摘している。同様に、N. ティンバーゲンら(1984)は⁴⁾、自閉症児の治療にさいし、行動療法と称して罰を導入するクリニックを鋭く批判している。このように行動変容技法は、その有効性ととともに、報酬を提供する強化者の倫理性の問題や罰の導入に大きな課題を残している。

こうした事情を反映してアメリカでは、知的障害者の尊厳をまもるために、精神遅滞施設基準の第2章「入所者の生活」の項でオペラント法の実施上の注意が規定されている(妹尾, 1993)⁵⁾。わが国の施設現場では、その技法の実施上での注意が論議されるほど、行動変容技法

が定着していないのが現状である。

近年、強度行動障害へのアプローチとして、TEACCH (Treatment and Education of Autistic and related Communication handicapped Children: 自閉症および関連領域のコミュニケーションに障害をもつ子どもの治療と教育)⁶⁾プログラムが、有効であると施設現場で理解されつつある。このプログラムは、認知・行動理論にもとづいている。とくに、適応行動への正の強化が適切になされないと、このプログラムの効果は激減する。また、ここでは、罰がタブー視されている。施設現場にあってTEACCHプログラムの実践がより一般化すれば、そのプログラムの背景にある行動の原理・原則が理解され、知的障害者の支援のあり方に新たな展望が開かれるであろう⁷⁾。

N. ティンバーゲンらは⁴⁾、自閉性障害への行動変容技法の導入が、「それらすべてのことが温かい、愛情深い、心のつながりのある雰囲気の中でおこなわれている」という感想を述べ、罰を用いる劣悪な治療者の存在を摘発しつつも、行動変容技法を「情緒的レベルの治療」と評し、この技法の有効性を認めている。彼らの指摘するように、知的障害者にあっても、情緒的なふれあい前提条件である。

行動変容技法の成功例は、枚挙にいとまがないほど多く報告されている。こうした事例の多くは、いわば独自の治療的環境でなされている。また、かなり厳密な諸条件の統制がなされているために、施設現場ではこうした事例が身近に感じられない。報酬や罰という用語は、とくに好まれない。知的障害者の居住施設は、まさに日々の暮らしの場である。暮らしの場での行動変容技法の実践は、それなりの配慮を必要とするものの、そこでの利用者とのかかわりは、むしろごくあたりまえの情景で、強化という理論的な背景を除けば、なんら特殊なものでない。

施設現場にあって、行動障害への支援は、緊急性がたかく、TEACCHプログラムなどで積

極的になされつつある。一方、緘黙や緘動の利用者は、暮らしのなかであって、集団に埋没している場合がしばしばある。こうした反応の乏しい利用者への支援は、かかわりの接点がみつからないと、困難である。こうした接点は、暮らしのなかで偶然にみつかることもある。居住施設での行動変容技法の実践は、偶然の機会を適切に生かすことが可能である。そこでは、厳密さよりむしろ柔軟な対応が望まれる。当然のことながら、利用者間のグループダイナミクスへの配慮も不可欠である。また、集団のもつ治癒力を有効に活用する必要がある。今回の報告は、居住施設で実践されたある緘黙の利用者への行動変容技法の事例をもとに、暮らしのなかで展開される行動変容技法が施設現場ではごく日常的なかかわりすぎないことを示し、あわせて、正の強化の有効性と負の強化の有害性を示唆するものである。

事 例

1. 対象者

知的障害者K（性別：男性，年齢：22歳11ヵ月，IQ：28，入所時年齢：10歳7ヵ月，入所期間：12年4ヵ月）

2. 当初の状況

Kと出会った当初の状況は、緘黙、動作が緩慢、顔をふせがちで表情が暗い、話かけ・呼びかけに対し肯定の場合、ただ頷くのみである、否定の場合は顔をふせてしまう、強いて返事をせまればより一層顔をふせるなど、非社会的行動が顕著であった。指示をしなければ、部屋にじっと座りつづける。基本的な生活習慣は、ほぼ自立している。興奮傾向はまったく認められず、集団を乱すこともない。彼は、まさに集団のなかに埋没している。かっぷくのいい体格（体重約70キロ，身長161センチ）で、表情は暗いものの紳士然としている。

3. 家庭状況

祖母、両親、兄、姉の6人家族で、Kは、家族愛につつまれている。Kが帰省するのは、春、夏、正月休暇のそれぞれ約2週間である。月一回の割り、面会日があり、常に母親が面会に訪れる。

4. 生育歴

出生時：9ヵ月出産、正常分娩、出生時体重3750gr、新生児黄疸強い、出生後1週間で発熱、満2歳まで年2回ぐらいの割合で痙攣、顎定6ヵ月、起立1歳半、歩行3歳。

入所時の状況：母親との別離に泣くでもなく、汽車のまねをしてひとり早足で施設内を歩き廻る。他児との接触は好まない。いじめには、叫び声で抵抗をしめす。

入所後、2ヵ月目で重度の利用者Iと初の交友関係をもつ。Kが○山雄三に似ていることから、IはKに「○山雄三君」と話しかける。K「誰が○山雄三君ですか、誰が○山雄三君といえといったんですか」と応える。こうした会話が二人の間で延々と繰り返される。能力の高い利用者達とは、交流しようとしなない。

1年後、ボーッとすごす、返事をしない、指示に従わない、行動が鈍麻である、などの記述が個人記録に多く認められる。

2年後、面会日、母親にほとんど無表情。発語は、おうむがえし。その後、機関車や新幹線に関心を示し、そうした物に関する話には、多少興味をしめす以外、活動性の低下が顕著で今日に到っている。

この間、施設での活動性の低下とは裏腹に帰省時、家庭にあつては、活発で良く話しをする。彼は、4歳時より自転車に乗ることができ、自転車のりを楽しむ。また、シューベルトの「未完成」やベートーベンの「運命」のレコードを一定の部分よりかけはじめ、楽しむとのこと。そんな時、家族の者が用事を頼むと、レコードをきっちりかたづけけた後、動くとのこと。活発で几帳面な家庭生活を送っているとのこと（母親より）。

5. 当初のかかわり

前述のように、緘黙で非社会的行動の顕著なKは、とくに誰に迷惑をかけるでもなく、動作が緩慢であることに目をつぶれば、集団生活のなかで埋没して暮らしている。

視野からこぼれ落ちそうなKに対し、関心を払うよう努め、積極的に声かけをおこなうことにより、多少は行動に積極性が認められ、表情が明るくなるも、持続性に欠ける。また、職

員は、声かけに対する彼の反応が乏しく、とくに、彼が納得していない場合、まるで無視されたような印象を受ける。聞こえなかったということもあり得るので、何度も声かけをすると、いよいよつむいてしまう。

6. 行動変容技法の導入

1) くすぐりによる負の強化—返事の復唱—
名前を呼んでも言葉による返事をおこなわない。応答する場合は、頷くか、だまって側にやってくる。応答が無い場合は、暖簾に腕おし、なしのつぶてといったてい。

Kは、脇の下のくすぐりに弱く、不活発な時でもくすぐられると、当初は迷惑そうに体をよじるものの、そのうち身をよじらせて笑い始める。くすぐりが、彼の気分をかえるのに効果がありそうだ。座って動かない場合、腕をひっぱっても横に倒れるのみで、立たせることにいっこう効果のないことから、ためしにくすぐりを用いた。くすぐる部位や方向を工夫することによって、彼の腰をうかせることができる、あとは腕をすこしひけば諦めてか自ら立ち上がる。

逃避条件づけ手法をより積極的に導入することによって、くすぐることで発語をめざす。発語に対し食べ物のような強化因の使用は、居住施設では好ましくない、また、強化の即時性がたもてない。名前の呼称に対し「ハイ」という返事がない場合は、「K君、ハイ、ハイといわないとコチョコチョコをやめないよ。」とくすぐり続けることとした。はじめは、「ハイ」と明確な返事でなくても、ハイという口の動きがあれば、くすぐりを停止した。くすぐり停止の基準を引き上げることによって、名前の呼称に続いて、小さな声での返事が可能となった。さらに、「K君、ハイ」と呼称と同時に、両手の指をヒラヒラし始めると、くすぐられる以前に、返事ができるようになった。この段階では、実際のくすぐりを必要としない、いわば回避条件づけが形成されている。

両手の指のヒラヒラは、彼の笑顔を引き出す有効な刺激である。Kの表情が暗いとき、彼の名前を呼び指をヒラつかせるだけで、遠隔からでも彼の表情をコントロールすることが可能となった。他の利用者とかかわっている時でも、

随時、Kとのコミュニケーションがはかれるようになった。

こうしたKとのやりとりは、その様子が他の利用者達にとって滑稽なのか、施設内の雰囲気や和らげる効果を充分にもたらした。また、Kにとって、呼称に返事をしないことが職員の注意をひく有効な手段となり、Kが返事をしないことは、ことばを話さない彼からのコミュニケーションの発信のサインとなった。呼称を無視することで、Kは積極的に職員をコントロールしはじめた。彼は、しばしばこの特権を駆使し、職員達をからかって、悦にいった。この時期のKは、もはや集団に埋没するだけの存在ではない。

この遊戯は、また、他の利用者達にも模倣され、Kへの関心を高めた。他の利用者は、積極的にこの方法をもちい、Kに働きかけた。こうして、本人の意向とは無関係に、より能力の高い利用者達からの働きかけが積極的になされ、Kの交友関係は、拡大した。

順次、くすぐりの回避基準を上げることによって、大きな声での返事が状況に応じてできるようになった。この段階で、Kは、動作の緩慢さや表情の暗さといったこれまでの印象をすでに払拭していた。

2) くすぐりによる負の強化

—短いことばの復唱—

くすぐりを回避する、いわば、回避条件づけ手法が、さらに、返事以外の発語行動に適用された。

挨拶のようなごく短いことばを復唱することから始められた。しかしながら、すぐに復唱することはできず、ハイの場合と同様に、実際にくすぐる、いわば、回避条件づけの段階から、再度、はじめなければならなかった。その後、回避条件づけ事態で挨拶の復唱が可能となった。挨拶ことばやごく短いことばの復唱は可能であったが、長いことばでは、かなりの困難をともなった。それは、ことばが長いから復唱できないということだけではない。復唱に詰まったKは、職員が指をヒラヒラさせるのを見て、復唱を継続するよりも笑ってしまう。復唱することと笑いとは、明らかに拮抗する。

3) 強化因の発見と正の強化

—長いことばの復唱・自発語—

Kは、かねてから汽車、鉄道や船に関心をもっている。彼は、帰省時、つねにこうした公的交通機関を母親とともに利用している。公的交通機関を含めた長いことばの復唱は容易である。職員「僕は、次の休暇に連絡船にのって四国へ帰ります。」といった長いことばの復唱もKには、機嫌のいいとき、時として可能であった。しかしながら、「僕は、これから配膳当番をします。」といった日常生活に密着したことばの復唱は、非常に困難であった。たとえ復唱できても、行動と結びつく可能性はないように思えた。こうしたことばの復唱は、単なる遊戯でしかなかった。

ある時、さしたる意図もなく、職員が「K君は、汽車にのって家へ帰ったの、お母さんとプラットホームに一緒におりたの、お母さんの荷物もってあげた。そう、お母さんとても喜んででしょう。」と、Kに語りかけた。無論、Kの復唱を期待していたわけでない。Kは、「汽車」「お母さん喜ぶ」と、語尾を少し上げながらつぶやく。Kのこれらの発語は、ことばの一部をたんに復唱しているのではない。職員の顔を覗き込むようにして発せられた「お母さん喜ぶ」という発語は、まさにK自身のことばである。「そう、お母さん喜ぶよ」と応答する。Kの顔が微笑みで一杯になる。「そう、K君が話をすると、お母さんが驚くよ。」「わあー、Kすごいね、て、お母さんが驚くよ」と、Kの体を押し揺すり、腕をもちあげ、万歳のポーズをとらせるなど、職員はオーバーな表現をしてみせる。Kは、自ら万歳のポーズをとりながら、「お母さんが喜ぶ、万歳といって喜ぶ」となおも尋ねる。この偶然のできごとは、Kへの強力な強化因のきづきとなる。

その後、Kに対し、「K君、……①……といったら」「お母さんが……②……といつて喜ぶよ」とか、「お母さんが……②……と驚くよ」という形式が用いられた。「①」は、Kに復唱させる内容である。「②」は、主に感嘆詞である。感嘆詞に加えて、喜ぶさまや驚くさまをオーバーに演じてみせる。さらに、Kの体を前後左右にゆすっ

たり、さすったり、場合によっては、かなり濃厚なスキンシップが加えられた。復唱の域を脱したKの発語に対しては、とくに、よりオーバーな母親の喜びや驚きの様子が職員によって演じられた。ちなみに、母親の喜びや驚きのオーバーな演技は、プロレスに転じ、しこたま汗をかけた後、「と驚くよ」で終幕となることもある。

母親の喜び・驚きは、Kにとって強力な強化因であった。その効果は、予想をはるかに越えたものであった。また、母親以外の家族の喜び・驚きも有効な強化因であった。反復語の内容が母親のイメージを損なう恐れのある場合、兄や父の喜びや驚きにかえられた。

こうしたかかわりによって、Kのことばの内容は単にことばの復唱にとどまらず、質問に答えるといった様式の簡単な会話も可能となった。さらに、「これは(あれは)何」や「あれは誰」というKからの質問が認められるようになった。もっとも、彼のこれらの質問は、自分が良く知っている人(物)に限定されていた。返答を聞くKの表情は、答あわせで正解をえた子どものように、まさに満足そのもののようにみうけられた。

くすぐりを利用した負の強化、いわば、逃避・回避条件づけ手続きは、Kの緘黙を改善し、職員とKの人間関係を形成するのに十分な効果を発揮した。また、その効果は仲間との関係にも波及した。

さらに、家族の喜びや驚きの様子を強化因とするオペラント条件づけ手法の導入は、負の強化から正の強化へかえられた。正の強化法は、くすぐりの限界を解消した。

4) 正の強化—緩慢な動作の克服—

こうしたKへのはたらきかけは、ことばの問題にとどまらず、緩慢な動作の克服に用いられた。「K君、……①……をしたら」と行動の内容を具体的に伝えたり、動作の内容を実際に演じることによって、Kから所与の行動をひきだすことが可能となった。

さらに、能力の高い他の利用者達もKに対し職員と同様の働きかけを模倣するようになった。とくに共同作業場面でKが動きをしぶる時、仲間達は、「頑張って、①をしたら、お母さんが喜

ぶよ」と喜ぶさまをKに示すことによって、彼の行動を制御できるようになった。こうした場合、Kは、「お母さん喜ぶ」と語尾を上げて、にっこり微笑み、なすべき動作をそそくさと開始するのが常であった。能力の高い利用者達にとって、Kが彼らのいうことを聞いてくれるということは、彼らに相当の満足感を与えたように思われる。Kと彼らのこの関係は、復唱の時のような単なる遊戯的なものではない。この頃のKは、他の利用者にとって共同作業ができるまさに仲間となっていた。Kは、職員の手を離れ、重度の利用者達に限らず、より能力の高い利用者達とも新たな人間関係を形成していった。

7. 付記1—待ってみることの意義—

施設では、諸作業をおこなう。それぞれの利用者は、それぞれの作業場面でそれぞれの役割を担っている。そうした役割は、個々人の能力に応じて職員サイドによって決定されることが多い。作業の段取りに従い、その都度、指示がだされることもままある。時間的な制約のある作業の場合、重度の利用者は、しばしば傍観者になってしまう。Kもこのような状況では、傍観者である。

環境整備として、木々の枝うちや草刈りが実施された。作業後の休憩、Kは、作業の延長上で、うろうろしている。いつもよりはるかに長い休憩時間をとって、Kの行動を観察した。彼は、あいかわらずうろうろしている。その内、彼の姿が視野からきえる。しばらくして、彼は一輪車をおしてもどってくる。彼に一輪車の置き場所を教えたこともない。また、一輪車を持ってくると依頼した仲間もいない。この状況でまさに傍観者がとつじょ主役に変身したのである。

通常、一輪車をもってくる役割は、特定のひとが担っている。Kは、状況を判断して、今まさに必要なものをもってきたのである。この事例は、彼の能力を知る機会であるとともに、待つことの大切さを示唆している。

8. 付記2—悪戯の出現・自立へむけて—

行動変容技法を導入して、約3ヵ月が経過した頃、Kは、ごく短いことばを話したり、見知った物や人のことを尋ねる。この時期、悪戯が顕

著にみられるようになる。自分のお気に入りの友人の背中にピンチホルダーを入れたり、また、鼻糞をつける真似をしたりする。受話器を持ち上げ、電話をかける真似、食卓の部品をはずそうとする、花瓶の花をぬこうとするなど、こうした行為が職員や仲間の顔色をみながらおこなわれる。職員や仲間が制止すればするほど、制止する者の目を見つめ満面の笑みのもと、次々と悪戯を試みる。なお、人目のないところでは、悪戯は行わない。施設において、制止者は、つねに職員か能力の高い仲間である。Kは、この時期、悪戯を通じて、自らの存在をアピールし、人間関係の拡大をはかったように見受けられる。

1年後、自発的な発語の顕著な増加が認められる。職員に作業の指示をしたり、ショッピングの時、隣あわせのおばさんに話しかけをおこなったりしている。また、家族に電話をかけ、作業の内容を告げている。

この時期、ひとり鏡の前で話しかけている姿をみかける。また、帰省時、家庭で母親も面をくろうほど話したと聞く。

9. 付記3—渋柿による共感—

自発的な発語が認められ始めた頃、散歩時、職員は、目につくものの名前やその物の説明を積極的にこなった。そんな名前の中に渋柿があった。渋柿をみかける度に、いかに渋いか表情や身振りでしめした。その風情が面白いのだろう、ケタケタ笑う。あまり笑うので職員の悪戯心も手伝って、Kに、目の柿をもいで与えた。彼は、その柿をむしゃむしゃ食べる半分も食べたであろうか。「美味しい」ときくと、ニコニコ笑って頷く。食べ残しの柿を貰って食べると、紛れもなくまさに渋柿である。口中が真っ白になる思い。職員の我を忘れた振る舞いに、K、大笑い。彼の味覚の特異性にも驚いたが、それにもまして、Kにとってその時の職員の様子は、支援者ではなくまさに対等の存在ではなかったろうか。このことを期に、Kは、あえばニソツと微笑む。個人記録簿にカキに固執と記されている。

結 語

行動変容技法は、その実践において倫理性の

問題をつねにともなっているが、それだけに、有効な手法でもある。この事例は、日々の暮らしのなかで、共感にもとづいて行動変容技法が展開されている。したがって、この事例の内容は、負の強化、逃避・回避条件づけ、正の強化及び強化因という専門用語を除いても十分に理解されうるであろう。施設現場での知的障害者への支援は、共感にもとづいてなされている。まさにこの事例にみられるように、利用者一人ひとりのニーズにあわせて必要な支援が提供されている。

行動変容技法は、認知・行動理論を背景としているので、行動の予測が可能である。したがって、暮らしのなかで展開される知的障害者の支援についても、理論的根拠にもとづく負の強化と正の強化の観点から、いくつかの提言が可能である。

1) 負の強化の意味とその有害性

負の強化法は、本来、対象者の主体性を無視する強引な手法である。この手法は、不快な状況を呈示し、その状況からの逃避または回避するのに効果的な行動を誘発させることをねらいとしている。不快な状況として、通常、罰が導入される。罰が効果をもたらすのは、何をすれば罰をうけつにすむかが、明確にされているときのみ有効である。不適切な行動の停止や適切な行動の実行が、罰からの逃避や回避に役立つかぎりにおいて、罰は初めて意味をもつ。逆に、いかなる行動が罰の逃避・回避に役立つかわかっていない場合、罰の導入は、効果がないだけでなく、混乱や不安やフラストレーションをもたらす。パニックをとまなう行動障害の背景には、こうした罰の効果がしばしば認められる。

罰の導入には、周到な諸条件の整備や特別の配慮が必要である。時間的余裕と冷静さと行動の予測性があるのはじめて、罰の効果が認められるかもしれない。安直な罰の導入は、効果がないだけでなく、むしろ有害である。とくに、体罰は、対象者の活動水準をたんに低下させるだけで、不適切な行動そのものの除去にはなんら役立たず、むしろ、体罰の副作用として、攻撃性のたかまりが指摘されている⁹⁾。

本事例にみる緘黙・緘動のような活動性の低下には、正の強化が無効であるために、くすぐりによる介入がむしろ例外的に有効であった。

いわば遊戯的に用いられたこの負の強化法は、Kの沈鬱な気持ちに強引に働きかけた。当然のことながら、くすぐりの適用は、くすぐりが許容される範囲においてのみ有効であることを付記したい。なぜならば、他人の接近が恐怖をもたらす事例では、くすぐりといえども主体性を侵害する強引な介入が重篤な結果をもたらすからである¹⁰⁾¹¹⁾。

2) 正の強化と強化因

正の強化は、負の強化のように個人の主体性をそこなわない。「行動」は、通常、「事前の出来事」によって生じ、その後、「事後の出来事」が随伴される。この関係を時間的経過によって整理すれば、「事前の出来事」、「行動」そして、「事後の出来事」という順になる。正の強化とは、「事後の出来事」が先に生じた「ある行動」を強める現象のことをいう。「事後の出来事」は、強化因とよばれる。本事例では、「K君が①をすれば」「お母さんが②とって喜ぶよ」の声かけ（事前の出来事）により、Kが「①をする」（行動）と、母親の喜ぶ様が演じられる（事後の出来事）という図式であった。本事例の強化因が、演じられた母親の喜ぶ様か、その様が愉快であったからか、母親の喜んでいるイメージであったかは、不明である。当初は、恐らく、これらすべてが強化因であったのであろう。のちには、オーバーな演技が不必要になっている。いずれにしても、この種の強化因は、随時、即座に提供できる。

教科書的には⁹⁾、強化因として、食べ物、飲み物、品物、遊びの活動、社会的賞賛及び非言語的働きかけが用いられる。居住施設の特性から、食べ物や飲み物の使用は、不適切であり、また、非現実的でもある。暮らしのなかで好ましい行動を、随時、即座に強化するには、本事例にみるような社会的賞賛や非言語的働きかけが最適である。積極的にまた意図的になされる社会的賞賛は、とくに、居住施設の利用者に有効である。この有効性は、なにも行動変容の枠組みで強化という特殊な用語を使用しなくても、好きな職員からの励ましが、いかに彼らの行動に影響するかを想像すれば、容易に理解されよう。

有効な強化因は、個人によってそれぞれ異なる。個人の強力な強化因を承知することは、その人をより理解していることとなる。このこと

こそ、まさに個性が尊重されるということであらう。

本事例では、強化される行動は、まず、長いことばの復唱であった。

次いで、Kがこれから行う行動内容を具体的に示すことばの復唱や迅速な行動が、順次、強化されていった。このように、いかなる行動を強化するかは、施設現場にあって、その利用者のめざす目標によって決定される。行動変容技法は、個々の利用者の支援目標が具体的に規定されていなければ、導入されえない。自立に向けていかなる行動の習得をめざすかは、まさに施設現場の専門性と倫理性の問題である。そして、そこでは、行動変容技法が有効な手段となる。

利用者サイドに立てば、いつ、なにを、どのようにすれば強化因が得られるかが明確にされていけば、混乱せずすむだろう。とくに、重度の知的障害者にとって、いつ、なにを、どのようにすれば強化因が得られるか、自分にわかるように情報が提供されるならば、いよいよ混乱せずすむであろう。また、すべき時にすべきことをして強化因が得られない、そのような状況を行動変容技法では、罰の提示という。さらに、その状況は、俗な表現をあえてするならば、不信の瞬間と言うべきであろう。同様のことを別の観点から、岡田(1997)は¹²⁾、「何を必

要としているか、そしてわれわれは何を提供できるか」と知的障害者への支援のあり方を厳しく問うていることをここに紹介しておきたい。

3) 主体性の確立

Kへの働きかけは、予想外の展開をみせた。集団の暮らしのなかで、Kとのやりとりが、それぞれの段階で、他の利用者に模倣されたことである。模倣によって他の利用者は、Kに積極的に働きかけた。Kは、それを利用して、交友関係を広めていった。この段階で、もはや、行動変容技法の支援は、不必要であった。悪戯好きの人気者の存在になり作業がともにできる仲間へ変貌する過程のなかで、過剰な悪戯と喋り過ぎる時期があったことは、とても興味深い。

最後に、共感にもとづく行動変容技法の実践は、まさに施設現場で必要とされる知的障害者の支援のごく自然なあり方であり、また必要なあり方といえる。Kとの出会いで印象深いことは、当初の陰鬱な表情、初めて「お母さんが喜ぶ」と語尾をあげた時の不審げな表情、渋柿事件での彼の喜びよう、及び面会日での自信にみちた顔である。とくに、Kは、渋柿で難渋する職員のさまをどのような思いで見つめていたのであろうか。この時のふたりの関係は、まさに対等であったと、今でも確信している。

文 献

- 1) 今野義孝(1998) BF スキナー, オペラント条件づけによる行動療法. 貢献者の肖像と寄与, 至文堂, 東京, pp 102-105.
- 2) J ルイス(1976) 野島徳吉, 野島恵子訳, 人間この独自のもの, 紀伊國屋書店, 東京.
- 3) NS サザランド(1981) 鎌幹八郎, 羽生義正訳, ブレイクダウン—ある心理学者の入院体験—, 北大路書房, 京都.
- 4) EA ティンバーゲン, N ティンバーゲン(1984) 田口恒夫訳, 自閉症—治癒への道—, 新曜社, 東京.
- 5) 妹尾 正(1993) 発達障害と福祉の本質—撓い合う心—, 日本文化科学社, 東京.
- 6) 松本好生(1996) 心身障害児(者)の治療教育と心理臨床—行動上に問題をもつ知的障害児(者)への支援・対応のための個別プログラム開発とその展開法—. ケア サイエンス リサーチ, 2(1), 21-43.
- 7) 鴨野元一(1995) 強度行動障害—その処遇法の確立をめざして—. 療育の窓, (95), 26-29.
- 8) 佐久間徹(1994) 発達とことばと行動理論. ダウン症の早期教育—ワシントン大学法10年目のまとめ—, 二瓶社, 大阪, pp 39-83.
- 9) RJ モリス(1977) 河合伊六訳, 子どもの行動変容, ナカニシヤ出版, 京都.
- 10) 新谷義和, 鴨野元一(1998) 自閉性障害の不安と遅延反響言語の関係についての一考察. 旭川荘研究年報, 29(1), 64-67.
- 11) E ホール(1971) 日高敏隆, 佐藤信行訳, かくれた次元, みすず書房, 東京.
- 12) 岡田喜篤(1997) 精神薄弱問題の現状と課題. 旭川荘研究年報, 28(1), 1-10.